

(第41号議案)

## 中野区事務手数料条例の一部を改正する条例について

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例(令和4年東京都条例第46号)及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)の施行に伴う建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正に伴い、中野区事務手数料条例を次のように改正する。

### 1 改正の主な内容

#### (1) 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正に伴う規定整備

別表第2の47の2の項において、ふぐ加工製品の取扱いに係る届出済票の交付及び再交付に係る事務手数料を廃止する。

#### (2) 建築基準法の一部改正に伴う規定整備

別表第2の関係各項において引用している建築基準法の項番号を改める。

### 2 施行日

公布の日

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

## 中野区事務手数料条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第6条（略） 附則（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係）				第1条～第6条（略） 附則（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係）			
	事務	名称及び額	徴収時期		事務	名称及び額	徴収時期
1	(略)	(略)	(略)	1	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
4.6及び 4.7	(略)	(略)	(略)	4.6及び 4.7	(略)	(略)	(略)
				4.7の2	東京都ふぐの 取扱い規制条例 (昭和61年東 京都条例第51 号)第17条第 2項の規定に基 づくふぐ加工製 品の取扱いに係 る届出済票の交 付及び同条第4 項の規定に基づ くふぐ加工製品 の取扱いに係る 届出済票の再交 付	届出済票 交付手数料 3,000 円 届出済票 再交付申請 料 2,400 円	届出のとき 再交付申請 のとき
4.8	(略)	(略)	(略)	4.8	(略)	(略)	(略)
～	～	～	～	～	～	～	～
1.1.5	(略)	(略)	(略)	1.1.5	(略)	(略)	(略)
1.1.6	建築基準法第 8.5条第6項の 規定に基づく仮 設建築物の建築 の許可の申請に 対する審査	(略)	(略)	1.1.6	建築基準法第 8.5条第5項の 規定に基づく仮 設建築物の建築 の許可の申請に 対する審査	(略)	(略)
1.1.6の 2	建築基準法第 8.5条第7項の 規定に基づく仮 設興行場等の建 築の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)	1.1.6の 2	建築基準法第 8.5条第6項の 規定に基づく仮 設興行場等の建 築の許可の申請 に対する審査	(略)	(略)

1 1 7	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
1 2 1 の 3	(略)	(略)	(略)
1 2 1 の 4	建築基準法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づ く建築物の用途 を変更して一時 的に興行場等と して使用する場 合の制限の緩和 に係る許可の申 請に対する審査	(略)	(略)
1 2 1 の 5	建築基準法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づ く建築物の用途 を変更して一時 的に特別興行場 等として使用す る場合の制限の 緩和に係る許可 の申請に対する 審査	(略)	(略)
1 2 2	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
1 3 1	(略)	(略)	(略)

別表第 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 1 7	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
1 2 1 の 3	(略)	(略)	(略)
1 2 1 の 4	建築基準法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づ く建築物の用途 を変更して一時 的に興行場等と して使用する場 合の制限の緩和 に係る許可の申 請に対する審査	(略)	(略)
1 2 1 の 5	建築基準法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づ く建築物の用途 を変更して一時 的に特別興行場 等として使用す る場合の制限の 緩和に係る許可 の申請に対する 審査	(略)	(略)
1 2 2	(略)	(略)	(略)
~	~	~	~
1 3 1	(略)	(略)	(略)

別表第 3 (略)